

樟葉校区コミュニティ協議会 規約

(名称と事務所)

第1条 本会は、樟葉校区コミュニティ協議会（以下、「本会」という）と称し、本会の事務所を枚方市南楠葉2丁目40番6号 樟葉小学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、樟葉校区内における「楽しく、安全で、住み良いまちづくり」を進める地域主体のまちづくり組織として、校区内の自主的な活動を促進し、互いに連携し、樟葉校区の自治の発展と福祉の増進を図ることを目的とする。

(委員)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために別表1に掲げる団体の代表者（以下、「委員」という）をもって構成する。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) コミュニティ活動の企画・立案及び事業運営の執行管理並びに総括に関すること。
- (2) 校区内の自治会及び各種団体との連絡調整に関すること。
- (3) 校区自主防災組織の活動に関すること。
- (4) 文化、スポーツ、レクリエーション活動に関すること。
- (5) 社会福祉の増進及び健康管理に関すること。
- (6) 防犯、交通に関すること。
- (7) 青少年の健全育成に関すること。
- (8) その他目的達成に必要な諸活動に関すること。

(部会)

第5条 前条の活動を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総務部会
前条1項第(1)号から第(4)号までの活動を担当する。
- (2) 福祉部会
前条1項第(5)号の活動を担当する。
- (3) 防犯・交通部会
前条1項第(6)号の活動を担当する。
- (4) 青少年育成部会
前条1項第(7)号の活動を担当する。

2 各部会の所管事項の詳細を別表2に示す。

(役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 部会長 4名 (会長及び副会長が兼任する)
- (4) 幹事 9名以内
- (5) 会計 1名 (幹事のうち1名が兼任する)
- (6) 事務局長 1名 (幹事のうち1名が兼任する)
- (7) 会計監査 2名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は以下の通りとする。

- (1) 会長は校区内の4地区自治会(以下、「地区自治会」という)の会長があらかじめ定められた輪番により担任し、部会長を兼任する。
- (2) 副会長は、会長以外の地区自治会の会長が担任し、部会長を兼任する。
- (3) 幹事は、地区自治会の会長が自ら属する自治会の役員のうち2名以内を指名する。ただし、会長が属する地区自治会は、さらに1名を追加指名することができる。
- (4) 会計及び事務局長は、幹事のうち各1名を会長が指名し兼任する。
- (5) 会計監査は、委員のうち会長が2名を指名する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。役員に欠員が生じた場合、その欠員となった役員については、補充することができる。

この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の代表として総括し、必要に応じて会議を招集する。
- (2) 副会長は、本会長を補佐する。また、部会長を兼任し部会活動を円滑に進める。
- (3) 幹事は、各部会長を補佐する。また、部会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (4) 会長に事故ある時は、総務部会長となった者がその職務を代行する。
- (5) 会計は、本会の出納事務を処理し、帳簿及び書類を管理する。
- (6) 事務局長は必要に応じて会務を記録し、事務連絡等の庶務的事務を処理する。
- (7) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会で監査報告を行う。

(会議)

第10条 この会に次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(3) 企画会議（部会）

(総会)

第11条 総会は、定例総会は年1回（毎年度決算終了後3か月以内に開催する）と臨時総会の2種とする。

2 総会は、第3条に掲げる委員をもって構成する。

3 総会は次の事項を決議する。

- (1) 決算、予算に関すること。
- (2) 事業報告、事業計画に関すること。
- (3) 規約の承認・変更に関すること。
- (4) その他、重要事項に関すること。

4 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた時。
- (2) 全委員の5分の1以上から会議の目的たる事項を書面で示して請求のあった時。

5 総会は会長が招集する。

ただし、前項第2号の規定による請求があった時は、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の運営)

第12条 総会の議長は、会長が行う。

2 総会は、全委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決議し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、会計監査を除く役員をもって構成し、次の事項を決議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会が議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

2 役員会は会長が招集し、会長が議長となる。

3 役員会は、全役員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

4 役員会の議事は、合意を基本として決議する。

(部会の運営)

第14条 部会の構成は次の通りとする。

- (1) 総務部会長は会長が兼任し、福祉部会長、防犯・交通部会長、青少年育成部会長は副会長があらかじめ決められた輪番により兼任する。

(2) 委員は所属団体の活動が目的とする部会に属さなければならない。

2 各部会は必要に応じて所属委員の出席による企画会議を開催し、事業の円滑な実施に努めなければならない。

(会 計)

第 15 条 本会の活動経費は、次の収入により運営する。

(1) 地区自治会の分担金

(2) 市補助金

(3) 寄付金

(4) その他

2 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 16 条 会計監査は、会計年度終了時に監査を行い、総会に報告する。

(規約の変更)

第 17 条 本規約の変更は総会の決議により行われる。

(その他の必要事項)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会の決議を経て会長が定める。

(附則)

この規約は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

別表 1

第3条関係

番号	委員名	番号	委員名
1	楠葉丘自治会会長	21	民生委員児童委員
2	楠葉野田自治会会長	22	民生委員児童委員
3	町楠葉自治会会長	23	主任児童委員
4	南楠葉自治会会長	24	楠葉丘老人会会長
5	楠葉丘自治会副会長	25	楠葉野田老人会会長
6	楠葉丘自治会副会長	26	町楠葉老人会会長
7	楠葉野田自治会副会長	27	南楠葉老人会会長
8	楠葉野田自治会副会長	28	スポーツ推進委員
9	町楠葉自治会副会長	29	青少年育成指導員校区代表
10	町楠葉自治会副会長	30	青少年育成指導員
11	南楠葉自治会副会長	31	青少年育成指導員
12	南楠葉自治会副会長	32	青少年育成指導員
13	樟葉小学校校長	33	子供会運営委員長
14	楠葉中学校校長	34	楠葉丘子ども会会長
15	樟葉小学校教頭	35	楠葉野田子ども会会長
16	樟葉小学校PTA会長	36	町楠葉子ども会会長
17	樟葉小学校PTA副会長	37	南楠葉子ども会会長
18	楠葉中学PTA会長		
19	民生委員児童委員校区長		
20	民生委員児童委員		

別表 2

第5条第2項関係

総務部会	
■	樟葉校区コミュニティ協議会の代表、総括
■	校区内の自治会及び各種団体との連絡調整
■	自主防災組織担当
■	樟葉校区区民体育祭担当

福祉部会	
■	社会福祉協議会担当
■	民生委員児童委員活動担当
■	小地域ネットワーク担当
■	世代間交流事業担当

防犯・交通部会	
■	防犯協議会担当
■	交通対策協議会担当
■	楠葉北交番連絡協議会担当

青少年育成部会	
■	青少年健全育成活動担当
■	子ども110番担当
■	日本赤十字奉仕団担当
■	ネットハート担当
■	樟葉小学校 校門監視ボランティア担当